

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

令和 年 月 日

千歳市農業委員会 会長 様

申請者 氏名 千歳 太郎

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

1 申請者の住所等	住 所								
	北海道		千歳市		東雲町2丁目34番地				
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )		耕作者の氏名	市街化区域・調整区域・その他の区域の別	
	東雲	34番1	畑	畑	300m <sup>2</sup>		千歳 太郎	市街化調整区域	
					m <sup>2</sup>				
	計	300 m <sup>2</sup> (田 m <sup>2</sup> 、畑 300 m <sup>2</sup> )							
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細	用途	事由の詳細						
		農業用倉庫	農業用機械を新規に導入するにあたり、現在の倉庫では手狭なため、新たに農業用倉庫を建築する。						
	(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間	令和元年6月許可日から永年							
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工 令和元年6月許可日から令和元年12月末日迄)				合 計		
			名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
		土地造成			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
		建築物	農業用倉庫	1	200m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>	1	200m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>
小計				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
工作物				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
小計			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
計			200m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>		200m <sup>2</sup>	300m <sup>2</sup>		
注 工事が2期以上にわたる場合は別紙を添付すること。									
4 資金調達についての計画	造成費 1,000,000円      融資 1,000,000円 建築費 2,000,000円      自己資金 2,000,000円 合計 3,000,000円      合計 3,000,000円								
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜の被害防除施設の概要	土地造成については整地のみとし、隣接する農地に土砂等が流入しないように対処する。 倉庫の建築による周辺農地への日照等には影響を与えない。								
6 その他参考となるべき事項	・都市計画法第29条第1項第2号(施行令第20条第2項)に該当 ・農業振興地域 農用区域から施設用地への用途変更 申請済み								

(記載要領)

- 1 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 3 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 4 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法執行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれかの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときはその旨及びその理由を、それぞれ。「その他参考となるべき事項」欄に記載してください